戸籍に記載される氏名の振り仮名の通知書が届きます

令和７年５月26日に改正戸籍法が施行され、戸籍の記載事項に新たに「氏名の振り仮名」が追加されます。これに伴い、戸籍に記載予定である振り仮名の通知書が圧着ハガキにて順次、本籍地の市区町村より送付されます（本市は８月ごろを予定）。

※原則、戸籍の筆頭者宛てとなりますが、筆頭者と住所が異なる人には、それぞれ送付を行います。

問市民課☎24-8801

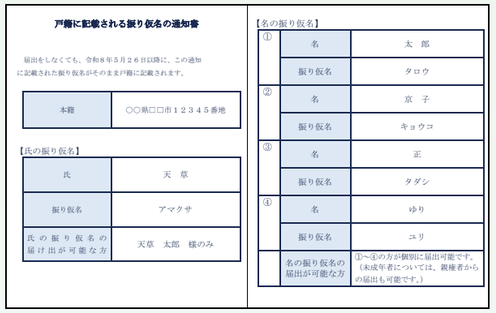

通知書が届いたら必ず振り仮名を確認してください

通知書に記載された振り仮名が誤っている場合は、**令和８年５月25日**㊊までに届け出をしてください。

※振り仮名が正しい場合は届け出をしなくても、**令和８年５月26日**㊋以降、戸籍に記載されます。

※通知書は、令和７年５月26日時点のデータにより作成されます。

届け出ができる人

■「氏」の振り仮名の届け出

原則、戸籍の筆頭者

※筆頭者が死亡などにより除籍されている場合は、その配偶者。配偶者も除籍されている場合は、在籍する子。

■「名」の振り仮名の届け出

本人

※15歳未満は、原則、法定代理人

届け出の方法

01 市区町村窓口での届け出

※届出書は窓口で受け取れます。

02 郵送での届け出

※届出書の様式は法務省ホームページ、または市ホームページからダウンロードできます。

▲法務省ホームページ

▲天草市ホームページ

03 マイナポータルを利用したオンラインでの届け出

＜必要なもの＞

- マイナンバーカード
- 有効な署名用電子証明書と利用者証明用電子証明書
- 署名用電子証明書のパスワード（大文字のアルファベットと数字を組み合わせた６～16桁）
- 利用者証明用電子証明書のパスワード（数字４桁）
- 券面事項入力補助用の暗証番号（数字４桁）

◀マイナポータル

！注意事項

通知書に記載されている振り仮名以外の振り仮名を届け出る場合、現に使用されていることを確認するための書類（パスポートや預貯金通帳など）の提示を求める場合があります。

問＜戸籍の振り仮名制度に関して＞
法務省コールセンター☎0570-05-0310

詐欺にご注意！

◎振り仮名の届け出に手数料はかかりません。
◎届け出をしなくても罰則はありません。

医療機関等を受診する際は「マイナ保険証」または「資格確認書」で受診を

国民健康保険・後期高齢者医療制度の加入者に交付している保険証の有効期限は、**７月31日**です。マイナ保険証※1を持っていない人や後期高齢者医療制度の加入者には、これまでの保険証に代わるものとしてカード型の「資格確認書※2」を７月中に郵送します。医療機関等を受診する際は、マイナ保険証の有無などに応じて、マイナ保険証または資格確認書で受診してください。

※古い保険証は、**８月１日**以降に細かく切るなどして処分してください。

▲国民健康保険

▲後期高齢者医療制度

郵送する書類

対　象	国民健康保険	後期高齢者医療
マイナ保険証あり	資格情報のお知らせ※3	資格確認書（クリーム色）
マイナ保険証なし	資格確認書（黄色）	

※１「マイナ保険証」

保険証利用登録の手続きを行ったマイナンバーカードのこと。医療機関や薬局での受付､マイナポータルから登録手続きができます。

※２「資格確認書」

マイナ保険証を持っていない人に交付する書類。医療機関などの窓口に提示することで、これまで通り受診できます。後期高齢者医療制度の加入者には、マイナ保険証の有無にかかわらず、**令和８年７月**まで申請なしで資格確認書を交付します。また、障がいのある人など、マイナ保険証での受診が困難な人や保険証利用登録の解除を希望する人は、申請することで「資格確認書」の交付を受けることができます。

※３「資格情報のお知らせ」

マイナ保険証を持っている人に、医療保険の資格情報が確認できるよう交付する書類。この書類単体では受診できませんが、医療機関等で顔認証付きカードリーダーの不具合など、何らかの事情でマイナ保険証を利用できない場合に、マイナ保険証とセットで提示することで受診できます。

限度額適用・標準負担額減額認定証の交付を受けている人

有効期限は**７月31日**です。国民健康保険加入者で、**８月１日**以降も認定証が必要な場合は、**７月25日**㊎から受け付けを開始しますので、手続きをしてください。

対　象	国民健康保険	後期高齢者医療
マイナ保険証あり	**交付申請は不要**※4 医療機関などの受付時に同意すると限度額が適用されます。	**交付申請は不要** 現在交付を受けている人には、７月中に負担区分が併記された資格確認書を郵送します。
マイナ保険証なし	**交付申請が必要**	

※４……住民税非課税世帯の人が長期入院該当の食事代減額を受けるには、申請が必要です。

70歳未満で特定疾病療養受療証の交付を受けている人

マイナ保険証を持っていない人には、７月中に受療証を郵送します。令和６年中の所得申告が済んでいない人は、早めに申告をお願いします。

※マイナ保険証を利用すると、医療機関での受療証の提示が不要となるため、マイナ保険証を持っている人には新しい受療証は発行しません。

問＜マイナ保険証全般に関して＞
国のマイナンバー総合フリーダイヤル
☎0120-95-0178
平日9:30～20:00／土日祝9:30～17:30
※年末年始除く

＜国民健康保険に関して＞
国保年金課国保税係☎24-8802

＜後期高齢者医療に関して＞
国保年金課高齢者医療年金係☎24-8854